

【様式一個3】

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

外国人技能実習機構理事長 殿

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 連絡先電話番号 _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

- 1 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
 *日付：平成 年 月 日
 *文書番号：平 総第 号
- 3 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日
- 4 訂正請求の趣旨及び理由
 (趣旨)

(理由)

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写しを添付してください。	
ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) 2) 本人の氏名 _____ 3) 本人の住所又は居所 _____	
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

「保有個人情報訂正請求書」(裏面又は別添)

<記載に当たっての注意事項>

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「連絡先電話番号」
 本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。なお、氏名にはふりがなの記載をお願いします。
 ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。
 また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。
 なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。
- 2 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」
 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）
 - (2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）
 - (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）
- 3 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
 上記1（1）～（3）に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
 - (1) 訂正請求の趣旨
 どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。
 - (2) 訂正請求の理由
 訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- 5 訂正請求の期限について
 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。
- 6 本人確認書類等
 - (1) 窓口来所による訂正請求の場合
 窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第17条の規定に基づき運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード又は特別永住者証明書、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。
 （注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
 - (2) 送付による訂正請求の場合
 保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。なお、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。
 - (3) 法定代理人による訂正請求の場合
 「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。
 法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る（1）に掲げる書類又は（2）に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書でありその複写物による提出は認められません。